

## 牛疫・牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の 主な変更点について（案）

### 全体

- 基本的に、口蹄疫の防疫指針に準じて全部改正。
- 牛疫の患畜の判定基準に「牛疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により牛疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜」を追記。
- 家畜での発生時に、牛疫について、サーベイランス等の野生動物対策を実施することを明記（牛肺疫については実施しない）。

- ・牛疫：アフリカ水牛等の野生反芻獣で高い感受性を持つものがあり、イボイノシシも感受性があること等から、我が国においては、野生の鹿、いのししを対象として、万が一の発生時にサーベイランスを含む野生動物対策を実施。
- ・牛肺疫：ウシ科の動物が感受性動物となるが、世界的に野生の鹿等が原因となり、他の野生動物や家畜へ感染が拡大したような事例は確認されておらず、各国の防疫対策においても野生動物対策は重要視されていない（OIE コードにおいても、野生動物はサーベイランスの対象外）。これらを踏まえれば、我が国において、鹿等の牛科の野生動物が感染源や感染拡大の要因となること可能性は低く、サーベイランス等の野生動物対策を実施する必要はない。

（以上）